

東京ガスのウォーターサーバー おいしい天然水 ご利用規約

東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、飲料水（以下「本商品」といいます。）の宅配方式による販売及び本商品専用ウォーターサーバー（以下「本製品」といい、本商品と総称して「本商品等」といいます。）の提供サービス（以下、「本サービス」といいます。）を運営しています。この「東京ガスのウォーターサーバーご利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、当社とご契約者様との間で成立する本サービスの利用に関する契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を規定するものです。

第1条 定義

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。また、本規約の各条項（前文及び「東京ガスのウォーターサーバーご利用規約 別記」（以下、単に「別記」といいます。）その他当社が定める事項の内容を含みます。以下同様とします。）において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項においても同一の意義を有するものとします。

- (1)「配送予定日」とは、当社がご契約者様からの指定に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このご契約者様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
- (2)「利用開始日」とは、本製品の初回の配送予定日のうち、この初回の配送予定日に従って当社が本製品を出荷し、かつ、当社に返送されることなくご契約者様が本製品を受領したと当社が判断した場合における当該初回の配送予定日（ただし、実際にご契約者様が本製品を受領された日と異なる場合があります。）をいいます。
- (3)「休止」とは、次のいずれかによって本サービスの提供を停止することをいいます。
ご契約者様の申出に基づき本サービスの提供を一時的に停止すること（以下「ご契約者様による休止」といいます。）
当社が第8条1項に基づき、強制的に本サービスの提供を一時的に停止すること（本商品の配送を停止することを含みますが、これに限定されません。以下、「当社による休止」といいます。）
- (4)「申出解約」とは、ご契約者様が本サービス利用契約の解約を当社へ通知し、当社の定める手続きを経て、当該契約の解約を行うことをいいます。
- (5)「強制解約」とは、当社が第9条2項に基づき、強制的に本サービス利用契約の解約を行うことをいいます。
- (6)「解約日」とは、申出解約の場合は当社が定める手続きが完了した日を行い、強制解約の場合は当社が第9条2項に基づき強制解約の意思決定をした日をいいます。
- (7)「ご契約者様」とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、本サービスの提供を受け、かつ、原則として本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
- (8)「お支払者様」とは、第5条9項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。
- (9)「定期配送」とは、第2条4項に基づいてご契約者様が当社に届け出た配送周期に従って当社が本商品を配送することをいいます。
- (10)「追加配送」とは、ご契約者様が定期配送される本商品以外に臨時に本商品の購入を希望した場合に、当社が本商品を配送することをいいます。
- (11)「代金」とは、ご契約者様がお支払いいただく本商品の販売代金をいいます。
- (12)「レンタル料」とは、ご契約者様がお支払いいただく本製品のレンタル料をいいます。
- (13)「代金等」とは、ご契約者様が本規約に基づいて支払う本商品の代金、レンタル料その他一切の金員をいいます。
- (14)「製品変更」とは、本製品の配送予定日より前に、ご契約者様のご希望により、ご契約者様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
- (15)「製品交換」とは、配送が完了した日以降に、ご契約者様のご希望により、納入済みの本製品をご契約者様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
- (16)「営業日」とは、土日・祝日・年末年始（1月1日から1月4日及び12月29日から12月31日をいう。）並びに5月1日を除く平日をいいます。
- (17)「プラン」とは、契約期間、本商品の代金及び契約解除料その他の利用条件の組合せとして別記に定めるものをいいます。
- (18)「プラン変更」とは、本サービス利用契約を継続したまま、ご契約者様の申出に基づき、別記に定める条件に従って、適用されるプランを変更することをいいます。

第2条 本サービスのお申込み及び契約成立

- ご契約者様は、本規約及び別記その他当社が定める事項が契約の内容になることに同意の上、当社所定の方法により本サービス利用契約のお申込みを行うものとします。
- 本サービスの利用条件は別記に定めるものとします。ご契約者様は、お申込みにあたり、別記に定めるプランのうちいずれかを選択するものとします。
- ご契約者様は、本サービスのお申込時に、当社が定めた様式に従い、ご契約者様情報として別記に定める各項目を届け出るものとします。（以下、各項目を総称して「届出事項」といいます。）
- ご契約者様は、本サービスのお申込時に、当社が定めた様式に従い、別記に定めるご契約者様の希望する配送のルールを届け出るものとします。（以下、各項目を総称して「配送基本ルール」といいます。）
- ご契約者様は、当社に届け出る届出事項及び配送基本ルールについて、内容の正確性を期するものとし、内容の全部または一部が正確でなかったことによって生じる不利益（本サービスの利用ができないこと及び返送事務手数料その他の費用等が発生することを含みますが、それに限りません。）及び当社に生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がない限り、ご契約者様が負担するものとします。
- 本サービス利用契約は、当社が本サービス利用契約のお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごと当社とご契約者様との間で成立するものとします。なお、当社の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了の旨の通知をもって当社がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。ただし、当社における当該登録完了の如何にかかわ

らず、当社は、当社の判断により、本サービス利用契約の申込みを承諾しない場合があるところ、本サービス利用契約の申込みを承諾しない場合であっても、その旨を通知するよう合理的な努力はするものの、その旨およびその理由をご契約者様に開示する義務を負わないものとします。

- ご契約者様は、当社所定の方法により、適用されるプランの変更（以下「プラン変更」といいます。）を申し出ることができるものとし、プラン変更については以下各号に定めるところによるものとします。
 - (1) ライトプランからずっとお得プランへのプラン変更は、当社がこれを承諾した場合に限り行うことができるものとし、ずっとお得プランからライトプランへのプラン変更はできないものとします。
 - (2) プラン変更は、当社がプラン変更の申出を承諾した日にその効力を生じるものとし、この場合においても本サービス利用契約は同一の契約として継続するものとします。なお、利用開始日は、変更前のプランの利用開始日を引き継ぐものとします。
 - (3) プラン変更後の最低利用期間及び契約解除料は、前号により引き継いだ利用開始日を起算日とし、別記に定めるところにより算定するものとします。
 - (4) プラン変更後の本商品の代金は、当社がプラン変更を承諾した日以降において、変更後のプランの代金を適用することができる最短の出荷日の出荷分から適用するものとします。
- 当社は、本サービスの提供に関して、電話、電子メール、携帯メール、SMS、MMS等の電子的手段でご契約者様の電子機器やモバイルデバイスに直接のご連絡、又は公式ホームページ、アプリにてご案内する場合があるものとし、ご契約者様はこれを承諾するものとします。なお、ご契約者様は、当該直接のご連絡について、これらの案内を拒否するときは、当社が別途指定する方法で届け出るものとします。ただし、ご契約者様は、この届出があつたとしても、本商品等に関する事故、本商品等の配送に対する障害となる事象の発生その他本サービスの利用に関して注意喚起を要する事象等の当社からご契約者様への連絡の必要性があると当社が判断する場合には、当該電子的手段で当社から連絡することがあることを承諾するものとします。

第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更

- ご契約者様は、届出事項又は配送基本ルールに変更が生じた場合、配送予定日の6営業日前までに（ただし、本規約又は別記で明確に期限を定める場合は当該期限までとする。）当社が別途指定するウェブページ（以下「マイページ」といいます。）、アプリ又は東京ガスのウォーターサーバーカスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」といいます。なお、詳細は別記をご参照ください。）に変更事項を届け出るものとします。なお、変更の届出がなかったこと、変更の届出が遅滞したこと又は変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったこと（次項及び第3項において、「変更の届出の不備」という。）による不利益（本サービスの利用ができないこと及び返送事務手数料その他の費用等が発生することを含みますが、それに限りません。）及び当社に生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がない限り、ご契約者様が負担するものとします。
- 前項の変更の届出の不備により、当社からの書類の送付その他の通知又は本商品等が延着又は不着となった場合、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情があると当社が認めた場合を除きます。
- 届出事項及び配送基本ルールの各項目の変更内容の適用は、原則、受付日の翌日までにこなされるものとします。ただし、変更の届出の不備がある場合又は当社システムへの反映に時間を要する場合その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
- ご契約者様は、当社の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。
- ご契約者様のID等に関する管理が不十分であること、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、ご契約者様が負うものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、ご契約者様に対して設定したID等の使用はこのID等の設定を受けたご契約者様による使用とみなすものとし、ご契約者様は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当該使用に関する一切の責任を負うものとします。

第4条 発送及び配送

- 本商品等は、配送基本ルールに従い、当社指定の配送事業者によって配送されます。なお、配送事業者の指定は承りません。
- ご契約者様は、定期配送以外に本商品が必要となった場合、追加の配送をカスタマーセンター又はマイページより注文いただけます。
- 当社は、ご契約者様から前項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合において、別途当社が指定する日以降に追加注文の対象となる本商品を配送するものとします。
- 当社は、当社が選択する日本国内の水源で製造された本商品を、ご契約者様が当社に届け出た配送基本ルールに定める配送先の住所（第3条1項に基づく配送先の住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいます）に配送するものとします。また、当社は、本サービスの提供にあたり、水源の追加又は変更若しくはご契約者様の当該配送先の住所その他の事情に応じて適切であると判断する水源で製造された本商品をご契約者様に配送するものとします。
- ご契約者様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の水源を選択することはできないものとします。
- ご契約者様の配送地域により別途別記に記載の追加送料が発生します。
- 配送基本ルールに従い、又は第2項及び第3項に基づく追加配送の注文に基づき、当社から発送された本商品等が、ご契約者様の都合により受領されず当社に返送された場合、ご契約者様は、別記に定める配送事務手数料をお支払いいただくものとします。

8. ご契約者様は、本商品等に契約不適合（種類、品質又は数量に関して当社が定める本商品等の規格、品質基準等の契約の内容に適合しないことをいいます。以下同様とします。）がある場合等を除き、本商品等を返品できないものとします。ただし、ご契約者様は、注文した本商品等と異なる商品が届いた場合、交換・返品をおこなうことができ、その場合の送料は当社が負担するものとします。
9. 配送事業者の都合、交通事情その他の事情により配送予定日又は希望された時間帯に配送できない場合があります。配送予定日に配送できないことについて、当社又は配送事業者の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を負わないものとし、指定された時間帯に配送できないことについては、あくまでも希望された時間帯であるため、その事情の如何にかかわらず、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社は、ご契約者様から指定された内容に従って本商品等を配送できるよう、配送事業者に対して合理的な指導を実施します。

第5条 利用料金及びその支払い

1. ご契約者様は、当社に対し、定期配送及び追加配送の本商品の出荷本数（配送の完了の如何にかかわらず、本商品が出荷された本数を意味する。）に基づき、別途当社が決済手段ごとに指定する締切日及び支払期日に従い別記に定める本商品等の代金等を支払うものとします。
2. ご契約者様は、代金等の決済方法を別途当社が別記で指定する決済方法から選択するものとします。ご契約者様の選択する決済方法によって別途手数料が発生する場合、ご契約者様はこの手数料を負担するものとします。
3. 当社による代金の請求において、第1項の本商品の出荷本数については、本商品の出荷時を基準に算定します。
4. 本製品のレンタル料は、利用開始日の属する月から月ごとに発生し、以後、毎月発生するものとします。なお、各月における本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、レンタル料の日割計算は行いません。
5. 決済方法としてクレジットカードを選択されたご契約者様については、以下各号に定める利用上の留意事項を遵守していただくものとします。
- (1) ご契約者様がご登録したクレジットカード番号及び有効期限が変更又は更新された際、クレジットカード事業者より事前にご契約者様に通知することなく、ご契約者様の新しいクレジットカード番号及び有効期限が当社の指定する決済システムの運用事業者へ通知される場合があります。この場合、ご契約者様は新しいクレジットカードにより当社に代金等をお支払いいただくものとします。
- (2) ご契約者様より事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードで継続して代金等をお支払いいただくものとします。
- (3) ご契約者様がクレジットカード事業者に立替払いされた代金等をクレジットカード事業者の規約その他のクレジットカード事業者の定めるところに従いお支払いをされなかった場合、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でも、クレジットカード事業者の規約その他のクレジットカード事業者の定めるところに基づき、クレジットカード事業者により取り消される可能性があります。
6. ご契約者様は、理由の如何を問わず、ご契約者様が選択された決済方法により代金等の決済にご利用いただけない場合、当社が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。
7. 代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、ご契約者様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。
8. ご契約者様が当社に対して本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
9. 本サービスのご利用にあたり、当社は原則として、ご契約者様と異なる名義による代金等の支払いは受け付けません。ただし、ご契約者様と緊密な関係にある者として当社が特に認めた場合に限り、ご契約者様と異なる方の名義による代金等の支払いを受け付けます。なお、当該場合であっても、ご契約者様が当社に対する代金等の支払義務を負うほか、ご契約者様は、お支払者様が代金等を支払う能力を有し、かつ、ご契約者様に代わって遅滞することなく適切に代金等の全部を支払えることを表明及び保証するものと、お支払者様が代金等の全部又は一部の支払いを遅滞したときは、ご契約者様が、当社が指定する方法に従い、お支払者様によるお支払いが未了の代金等を含む一切の代金等を当社に支払うものとします。
10. 当社は、消費税率の改定がある場合、その改定内容に応じて代金等の消費税率を適宜改定することができるものとします。

第6条 遵守事項等

1. ご契約者様は、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。
- (1) 本商品を本商品記載の賞味期限内に限り消費すること
- (2) 本商品等を付属の説明書並びに当社の指導に従って設置及び使用すること
- (3) 本製品について、付属の説明書及び当社の指導に従って各部位のお手入れを行うこと
- (4) 本製品に本商品以外の商品を使用しないこと
- (5) ボトル差込み不良その他の付属の説明書に反する使用方法等による本製品の漏水に備え、床下暖房、絨毯、床下配線等その他の漏水漏れに起因する火災等の発生の可能性がある場所への設置を避けること
- (6) 幼児その他本商品等の使用方法を適切に理解することが困難な者が本商品等を使用することがないようにすること
- (7) 当社に届け出ることなく、本製品の使用場所を変更しないこと
- (8) 当社の事前の承諾を得ることなく、本商品等及び本サービス利用契約の契約上の地位を第三者に譲渡せず、又は転貸若しくは担保権の設定の目的としないこと
- (9) 本項1号から8号までに定める事項のほか、当社が別途指定した禁止行為をしないこと
2. 当社は、追加配送、本サービスの休止、申出解約、製品変更、製品交換、利用開始前キャンセルの申出、届出事項及び配送基本ルールの変更等の各種申出について、ご契約者様、又は同居のご親族様（配偶者、親権者等）からの申出のみ受け付けるものとします。また、当社は、お申出をされた方がご契約者様本人または同居のご親族様本人であるかを確認す

るため、合理的な措置を講じることができるとし、お申し出いただいた方はこれに協力いただくものとします。なお、ご契約者様は、同居のご親族様からの申出について、一切の責任を負うものとします。

第7条 ご契約者様による休止

1. ご契約者様が本サービスの休止を希望される場合、別記に定める期日までにマイページ、アプリ又はカスタマーセンターよりご依頼いただくものとします。なお、休止の依頼は次回配送分のみとなり、それ以降の休止を希望の際は、その都度ご依頼いただくものとします。
2. ご契約者様は、本サービスが休止された場合（次条に基づく、当社による休止の場合を含みます。）、当社がやむを得ない事由があると判断した場合を除き、本サービスが再開されるまでの間、別記に定める期間に応じて、当社に対し、休止手数料を支払うものとします。なお、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。

第8条 当社による休止

1. 当社は、ご契約者様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを休止することができるものとします。この場合、当社は、マイページ若しくはアプリでの掲示又は電話、電子メール、携帯メール、SMS、MMS等によるご連絡により、ご契約者様に通知します。なお、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。
- (1) 第9条2項各号（第9号及び第10号を除きます。）のいずれかに該当する場合において、当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めるために休止が相当であると当社が判断した場合（ご契約者様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに強制解約をおこなわずに支払いの催促を行うことが相当であると当社が判断した場合を含みますが、これに限定されません。）
- (2) 第9条2項各号（第9号及び第10号を除きます。）のいずれかに該当するおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 当社が、本商品等の配送を行ったにもかかわらず、本商品等が当社に返送された場合（ご契約者様のご不在で本商品等をお受取りになられず、本商品等が当社に返送された場合を含みます。）
- (4) ご契約者様の選択した決済方法について、理由の如何を問わず、代金等の決済に利用できなかった場合
- (5) 本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合その他本サービスの提供を続けることが相当でないと当社が判断した場合
2. 前項に従い当社が本サービスを休止したご契約者様が、本サービスの利用再開を希望する場合、当社の指示に従い、本条1項各号のうちご契約者様の該当する休止事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。
3. 当社は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に休止をおこなった場合であっても、第9条2項に基づいて強制解約を行うことができるものとします。

第9条 本サービスの解約

1. ご契約者様が本サービスの申出解約を申し出た場合、本規約に基づいて当社に対し生じる一切の債務を当社が指定する期日までにお支払いいただくとともに、当社の定める方法により本製品をご返却いただきます。また、ご契約者様は、申出解約を申し出た時点で別記に定める最低利用期間を満了していない場合、別記に定める契約解除料をお支払いいただくものとします。なお、ご契約者様による本項に基づく全ての義務の履行を当社が確認した時点で申出解約の手続きは完了とし、当該時点で本サービス利用契約は解約されることとなります。
2. ご契約者様が以下各号のいずれかの事由に該当した場合、当社は、何らの通知・催告等をせずに強制解約を行うことができます。
- (1) ご契約者様が本サービス利用契約のお申込みの際し、ご契約者様の氏名若しくは住所等のご契約者様の特定に係る情報、信用状況又は本サービスの利用資格の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
- (2) 代金等のお支払いを遅延し、当社からの相当な期間を定めてする催告にも関わらずお支払いいただけなかった場合
- (3) 本商品等の受領拒否その他の事由によって本商品等の受領の見込みがないと判断したとき
- (4) 別記「代金等の支払方法」2項の定めにより払込書となった場合で3ヶ月の間、クレジットカードの登録が完了しなかった場合
- (5) ご契約者様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合
- (6) 当社及び本サービスの提供にかかわる第三者の名誉を毀損又は権利を害した場合
- (7) 他のご契約者様又は第三者の迷惑となる行為があった場合
- (8) 第6条記載の遵守事項その他本規約上又は別記その他当社が定める事項におけるご契約者様の義務に違反した場合
- (9) 本項1号から7号までの各号に類する事情により、当社がご契約者様への本サービスの提供を不適当であると判断した場合
- (10) ご契約者様が第7条1項に基づいて本サービスの休止を希望された場合において、当該休止の希望を当社に通知した日から遡って直近のご契約者様が受領したと判断できた本商品に係る出荷日の属する月より起算して4か月目の末日が経過するときに、一度も本商品の出荷が確認できない場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）
- (11) 当社が第8条1項各号に基づいて休止を行った場合において、ご契約者様に対して、当該休止の通知を行った日から遡って直近のご契約者様が受領したと判断できた本商品に係る出荷日の属する月より起算して4か月目の末日が経過するときに、一度も本商品の出荷が確認できない場合
- (12) ご契約者様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、本項において「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力と何等かの関係を有することが判明した場合
- (13) ご契約者様本人が又は第三者をして、当社及び委託先の事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為を行った場合
- (14) 当社とご契約者様との間の信頼関係が著しく破壊された場合その他当社による本サービスの提供が著しく不適当又は困難であると当社が合理的に判断した場合
3. ご契約者様は、強制解約となった時点で別記に定める最低利用期間を満了していない場合、別記に定める契約解除料を支払うものとします。

4. ご契約者様が本条2項各号のいずれかに該当する場合、ご契約者様は、当社による意思表示を要することなく当然に本規約及び別記その他当社が定める事項に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を当社に支払うものとします。

第10条 本製品の製品変更

1. ご契約者様は、お申込時に希望された本製品の製品変更を希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で製品変更を行うことができるものとします。
2. ご契約者様は、本条1項で定める期日の経過後に製品変更を申し出た場合、当社に対し、別記に定める変更事務手数料を支払うものとします。

第11条 本製品の製品交換

ご契約者様は、本製品の製品交換を希望される場合、カスタマーセンターにお電話にてご連絡いただき、当社に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。ただし、初期不良品その他の当社の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換については、この限りではありません。

第12条 利用開始日より前のキャンセル

1. ご契約者様が、別記に定める期日までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービス利用契約のお申込みを撤回することができるものとします。
2. ご契約者様は、利用開始日以降は本サービス利用契約の申込みを撤回することができないものとします。なお、本サービス利用契約の終了を希望するご契約者様は、第9条1項の定めるところに従い申し出解約を行うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、本サービス利用契約に適用される特定商取引法および消費者契約法その他の法令における強行法規においてご契約者様に撤回する権利、取消権又は解除権（クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。）が認められている場合であって、ご契約者様がこれらの権利に基づいて本サービス利用契約の申込みの撤回、本サービス利用契約の取消し又は解除をしたときは、第9条1項に定める契約解除料をお支払いいただく必要はありません。

第13条 個人情報の取扱い及び利用目的について

1. 当社は、本サービスに関して、ご契約者様に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）第2条1項の定義に従います。以下同様とします。）を取得します。この場合における利用目的は以下のとおりとなります。
- ①本サービス利用契約の申込み、本サービス利用契約の締結、代金等の請求、本サービスに関するお問合せ、緊急時のご連絡及びご契約者様情報管理その他各種連絡対応管理のため
- ②当社並びに当社の関連会社（以下、単に「関連会社」といいます。）の取り扱い商品又はサービスその他当社及び関連会社の行う各種キャンペーン等のご案内、当社並びに関連会社に係る関連商品のマーケティング活動、マーケティングデータの調査統計分析、各種イベントの管理及び販促促進の実施のため（キャンペーン、アンケートのお知らせ、サービス改善ヒアリング等のご依頼の実施、キャンペーン等の実施並びに当選の連絡及び景品等の発送等を含みますが、これに限りません。）
- ③当社並びに関連会社の取り扱い商品又はサービスの開発及び改善のため
- ④ご契約者様と当社又は関連会社との間の契約又は法令に基づく権利の行使又は義務の履行のため
- ⑤前記①から④までに掲げるほか、当社又は関連会社が取り扱い商品又はサービスにおいて個別に定める目的のため
- ⑥前記①から⑤までに掲げるほか、各種連絡、対応管理、関連資料の送付等のため
- ⑦前記①から⑥までに掲げる事項の達成のために外部に当社の業務を委託するため
- ⑧その他当社プライバシーポリシー（URL：https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/index.html）に記載する利用目的のため
2. ご契約者様は、本サービス利用契約の申込みの前に、当社が別途定めるプライバシーポリシー（URL：https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/index.html）の内容に同意した上で、本サービスの利用契約を申し込むものとします。
3. 本規約に定めるほか、当社が本サービスに関して取得するご契約者様に関する個人情報の共同利用、第三者提供その他の詳細は、当社が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

第14条 本サービスにおける当社の契約上の地位の移転

1. 当社は、本サービス利用契約の契約上の地位を第三者に対して移転する場合があります。この場合、本サービスに関して当社が知るご契約者様に関する個人情報その他の情報は、第三者に移転するものとします。
2. 当社は、本条1項に基づいて第三者に契約上の地位が移転しても、ご契約者様に対し、当該第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力を行います。
3. 本条1項が適用される場合、契約上の地位を移転する当社は、移転先となる第三者の名称等をご契約者様に通知するものとし、この契約上の地位の移転を承諾されないご契約者様は、当社が指定する連絡先（特段の指定がないときはカスタマーセンター）宛てにご連絡いただくものとします。なお、当社が当該通知を送付してから30日以内にご連絡がない場合、ご契約者様は契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものとみなします。

第15条 損害賠償等

1. ご契約者様は、以下各号のいずれかに該当する場合、当社に対し、別記に定める製品補償料を支払うものとします。
- (1) 本製品を紛失、分解、解体した場合又は第6条所定の遵守事項に反して本製品を使用したこと等により本製品が損壊その他本製品の効用を著しく減少させた場合（かかる紛失、分解、解体、又は損壊その他効用を著しく減少させたものとみなされる場合を含む。）
- (2) 解約日より30日以内に、当社において本製品の返却が確認されない場合
2. ご契約者様は、前項に定める事項のほか、本サービス利用契約への違反又はその履行に起因又は関連して当社に損害を与えた場合、当該損害を賠償いただくものとします。ただし、ご契約者様の責めに帰することができない事由によって生じた損害については、この限りではありません。

3. ご契約者様は、本サービスの利用契約に基づき生じた当社に対する債務については、本規約及び当社の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、ご契約者様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。

第16条 本サービスの中止・変更等

1. 当社は当社が必要と判断した場合には、合理的な期間を設けたうえで、ご契約者様へ当社所定の方法による事前の通知をすることにより、本サービスの提供を中止または終了することができるものとします。
2. 当社は当社が必要と判断した場合には、本商品等の仕様その他の本サービスの内容を変更することができるものとします。
3. 前二項の結果としてご契約者様に損害が生じた場合についても、当社は当該損害につき当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第17条 免責

1. 当社が本サービスを提供できなかったことが、以下各号のいずれかの事情によるときは、当社はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。ただし、本サービスを提供できなかったことにつき、当社の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。
- (1) 落雷・火災・爆発・火山の噴火・洪水・地震・突風・竜巻・台風・大雨・大雪・雹・津波・濃霧・異常気温（熱波、寒波）・火山の噴火その他の天災地変等の災害を受けたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、公的機関による移動又は輸出入の規制等があったとき
- (3) 悪天候、交通事情、通信回線の使用不能等により本サービスの履行遅延が生じたとき
- (4) 戦争（宣戦の布告の有無を問いません）・暴動・テロ行為・放射能汚染・盗難・略奪・デモ行為・争議行為、港湾封鎖・経済封鎖・革命・動乱・船舶の海賊被害・沈没・座礁又は衝突、エネルギー（電力・石油・ガス等）・工業用水の供給不足等があったとき
- (5) 疫病・ウイルス・細菌その他広く公衆衛生に重大な影響を生じさせるもの拡散・流行（国際機関・日本国政府・地方公共団体・外国政府等による緊急事態宣言その他特別な指定を受けたものに限りません）があったとき
- (6) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
- (7) 本項1号から6号までの各号に類する事由が生じたとき
2. 本条1項の事情が解消される見込みがない場合、当社は、ご契約者様へ本サービスの提供を将来にわたって終了することができず、この場合、別記に定める休止手数料その他の当社からご契約者様への金銭の支払いは発生いたしません。
3. 当社の責めに帰する事由によりご契約者様に損害が生じた場合、当社に故意又は重過失のある場合を除き、賠償すべき損害は、通常の事情から直接生じる損害に限られるものとし、予見の可能性の有無を問わず、特別な事情から生じる損害、逸失利益等は賠償の対象外とします。
4. 本契約に従い当社が責任を負う場合、その範囲はご契約者様の代金等の内、損害の生じた日の属する月の前月から起算した直近3か月相当分を上限とするものとします。ただし、当社に故意又は重過失のある場合には適用されないものとします。
5. 当社は、当社とご契約者様との間で本サービス利用契約を締結しているご契約者様に対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償又は無償を問わず、当社の承諾なく本商品等を取得した第三者に対して何ら本サービス利用契約上の責任を負わないものとします。

第18条 委託

当社は、ご契約者様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本商品等の配送及び回収などの業務を含みますが、これに限りません。）の全部又は一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

第19条 規約及び代金等の変更、承認

1. 当社は、市場の動向及び社会情勢等その他の事情に応じて当社が必要と判断したときは、民法548条の4の定型約款の変更の規定に従い、ご契約者様の承諾を得ることなく、本規約及び別記その他当社が定める事項並びに代金等、本サービスの内容及び条件等（以下、これらを総称して「規約等」といいます。）を適正な範囲において変更することがあります。
2. 前項に従い規約等を変更する場合には、規約等を変更する旨および変更後の規約等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMSの送信その他当社が適当と判断した方法により、ご契約者様に対して告知します。
3. 本条1項に基づく変更の効力は、前項に基づいて告知した効力発生日に生じるものとします。

第20条 特約の適用

1. 当社は、個々のご契約者様との間で、個別に特別の合意（以下「特約」といいます。）を行うことがあります。その場合、規約等にかかわらず特約の内容が優先されるものとします。
2. 特約に記載のない事項については、すべて規約等に準じるものとします。

第21条 準拠法

規約等の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

第22条 分離可能性

本規約及び別記その他当社が定める事項に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、当該無効とされた条項は、当社が意図した経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、ご契約者様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第23条 裁判管轄

当社とご契約者様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとし、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。